

平成30年9月6日

第88回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について
(報告)

第 88 回神戸市個人情報保護審議会資料

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1	CMSインターネットアンケートシステム	市内の昭和52年3月以前に建てられた事業用建物の所有者を対象にPCB使用安定器の有無について任意のアンケート調査を行うため、情報項目の追加を行うもの (本人の同意があり収集している情報項目の追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物No.(当部が保有する建物登記情報の整理番号) ・回答者情報(所属、氏名、住所、連絡先) ・調査を行った管理者・電気事業者・メンテナンス業者等情報(業者名、連絡先) ※法人業者に限定 ・調査対象建物の建築年は昭和52年3月以前かどうか。 ・調査対象建物が回答日時点で現存しているかどうか。 ・調査対象建物で使用している照明器具の中のPCB使用安定器の有無 ・使用を終わって保管しているPCB使用安定器の有無 	環境局事業系廃棄物対策部 施設担当
2	福祉医療システム	児童扶養手当制度改正に伴い、同制度を準用するひとり親家庭等医療費助成に適用するため (法令又は制度の改廃に伴う追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし募婦コード ・公共用地取得等控除 	保健福祉局高齢福祉部 国保年金医療課



環 事 第 849 号
平成30年8月16日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 環境局事業系廃棄物対策部施設担当

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	CMSインターネットアンケートシステム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成21年8月27日（第42回）
今回追加する項目の 利用開始年月	平成30年9月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>（ ）① 法令又は制度の改廃に伴う追加 （ ）② 利用目的が同質の情報項目の追加 （○）③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、高濃度PCBを使用している安定器（PCB使用安定器）を保有している事業者は、平成33年3月31日までに廃棄・処分することが義務付けられている。</p> <p>神戸市では、環境省からの要請を受け、同省の「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版）」に基づき、市内の昭和52年3月以前に建てられた事業用建物の所有者を対象にPCB使用安定器の保有の有無について任意のアンケート調査を行う。</p> <p>アンケート調査の回答は郵送、FAXによる回答票の提出のほか、回答率の向上のため、CMSインターネットアンケートシステムへの入力による回答を認めることとする。</p>
今回追加する情報項目	<p>①建物No.（当部が保有する建物登記情報の整理番号） ②回答者情報（所属、氏名、住所、連絡先） ③調査を行った管理業者・電気工事業者・メンテナンス業者等情報（業者名、連絡先）※法人業者に限る。 ④調査対象建物の建築年は昭和52年3月以前かどうか。 ⑤調査対象建物が回答日時点で現存しているかどうか。 ⑥調査対象建物で使用している照明器具の中のPCB使用安定器の有無 ⑦使用を終えて保管しているPCB使用安定器の有無</p>

保高国第1557号
平成30年7月4日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙の通り報告いたします。

【別紙】

システム名	福祉医療システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成28年2月15日（第72回）
今回追加する項目の 利用開始年月	平成30年8月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>（○）① 法令又は制度の改廃に伴う追加 （ ）② 利用目的が同質の情報項目の追加 （ ）③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>平成30年8月の児童扶養手当制度改正に伴い、同制度を準用するひとり親家庭等医療費助成に適用するため。</p> <p>①未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用 ②公共用地取得による土地代金等に係る特別控除適用</p>
今回追加する情報項目	みなし寡婦コード 公共用地取得等控除